

いちいの杜ハートフルショートステイ運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人平成会（以下「事業者」という。）が設置経営するいちいの杜ハートフルショートステイ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 指定短期入所の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 指定短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第85号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定短期入所を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 指定短期入所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 いちいの杜ハートフルショートステイ
- (2) 所在地 岐阜県関市市平賀大知洞566番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、職員の管理、指定短期入所利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、

事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 看護職員 3名以上

看護師は、利用者の日々の健康状態をチェックし、保健衛生上の指導や看護を行う。

(3) 生活支援員 19名以上

生活支援員は、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行う。

(4) 栄養士又は管理栄養士 1名以上

栄養士は、利用者に対し、栄養管理、指導及び心身の状況、嗜好を考慮した献立を作成する。

(5) 調理員 3名以上

調理員は、調理に従事する。

(6) 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

(7) その他の職員

(1) から (7) に掲げる職員の他、施設の適正な維持運営に必要な職員を置く。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次の通りとする。

(1) 営業日・サービス提供日

365日

(2) 営業時間・サービス提供時間

<営業時間> 午前8時30分～午後5時30分

<サービス提供時間> 24時間

(利用定員)

第6条 事業所の利用者定員は、8名とする。

(指定短期入所を提供する主たる対象者)

第7条 指定短期入所を提供する主たる対象者は、次の通りとする。

身体障害者（18歳未満を除く）

(指定短期入所の内容)

第8条 事業所で行う指定短期入所の内容は、次の通りとする。

- 1) 生活相談
 - 2) 身体等の介護
 - 3) 入浴又は清拭
 - 4) 排泄の自立についての必要な援助
 - 5) 食事の提供及び栄養管理
 - 6) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
 - 7) 健康管理
 - 8) その他必要な支援
 - 9) 1) から 8) に掲げる便宜に附帯する便宜
離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。
- 2 前号に規定するもの他、送迎サービスを行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定短期入所を提供した際には、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働大臣が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払いを受けるほか、指定短期入所において提供される便宜に供する費用のうち、食事の提供に要する費用、居住もしくは滞在に要する費用、その他の日常生活に通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適當と認められるものの支払いを利用者から受け取ることができる。

(1) 食事の提供に係る費用

- ①朝食 1食につき 290円 (うち食材料費: 150円)
- ②昼食 1食につき 630円 (うち食材料費: 310円)
- ③夕食 1食につき 560円 (うち食材料費: 270円)

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(2) 居宅に係る光熱水費 1日 320円

(3) 日用品費の実費

その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當と認められるものの実費。

- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 5 第1項から第3項までの支払いを受けた場合は、該当費用に係る領収書を、支払った利用者等に對し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、関市（全般）及び近隣市町村（送迎可能な区域で、事業所から最短距離で経路片道10km以内）の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備する。

2 事業所は、非常災害への具体的な備え及び対策を検討・推進するため防災委員会を設置し、以下の取り組みを行う。

- (1) 定期的に会議を開催し、非常災害への対策を検討、実施する。
- (2) 災害が発生した場合の初動対応及び障害福祉サービスの提供継続、非常時の体制での早期再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、従業者へ周知する。
- (3) 災害が発生した場合の避難及び業務継続に関する研修及び訓練を企画実施する。

3 事業所は、非常災害への対策を検討・実施するにあたり、自治体及び地域住民との連携・協力体制を保つこととする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症対策委員会を設置し、以下の取り組みを行う。

- (1) 3ヶ月に1回以上、会議を開催し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために必要な対策の検討、実施をする。
- (2) 平常時の対応、発生時の対応など、各種感染症等の特性や状況に応じた対応手順及び業務継続

計画を定め、従業者へ周知を図る。

(3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を企画実施する。

3 事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、必要に応じて保健所の助言、指導を、求め、常に密接な連携を保つこととする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 指定短期入所の提供に当たる者は、現にサービス提供を行っている時に、利用者の病状に急

変が生じた場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、直ちに岐阜県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 施設は、短期入所の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第15条 事業所は、提供した指定短期入所に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）

からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置するものとする。

2 提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備は若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置する
- (2) 虐待防止委員会は、虐待防止の対策を検討するための会議を定期的に開催する。
委員会での検討結果は従業者へ周知をする。
- (3) 虐待防止委員会は、虐待の早期発見のため、定期的にチェックリストを用いて調査を行う。
- (4) 虐待防止委員会は、虐待の防止を啓発・普及するため従業者に対する研修を年1回以上、企画実施する。
- (5) 虐待防止委員会は、虐待が発生した場合、状況の改善及び再発防止策の立案、実施を推進する。
- (6) 成年後見制度の利用支援
- (7) 苦情解決体制の整備

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化のため、次の措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針及び必要な手順を定める。
- (2) やむをえず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を、虐待防止委員会が一体的に担い、定期的に会議を開催する。委員会での検討結果は従業者へ周知をする。
- (4) 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上、企画実施する。

(意思決定支援の推進)

第19条 事業所は、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容を踏まえ、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
- (2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、

その選択を尊重するように努める。

(3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を選定する。

(4) 利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意する。

2 施設は、利用者自身の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）の確保に努めるものとする。

(1) 本人の意思に反する異性介助がされないよう、サービス管理責任者等が本人の意向を把握するとともに、当該意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努める。

(2) 本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明し、理解を得るように努める。

(その他運営に関する重要事項)

第20条

事業所は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人平成会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(地域生活支援拠点等)

第21条

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、以下の機能を実施する。

(1) 緊急時の受け入れ、対応

(2) 他の指定障害福祉サービス事業所、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する担当者を定め、平時から各機関との情報連携に努める。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年7月1日から施行する。

この規定は、令和元年6月28日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年3月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。